

令和2年度第11回安塚区地域協議会次第

日時：令和3年2月24日（水）午後6時から

場所：安塚区総合事務所 3階 301会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 協 議

(1) 令和3年度地域活動支援事業について

資料 No. 1

4 報 告

(1) 消防団安塚方面隊安塚分団の体制の見直しについて

資料 No. 2-1

資料 No. 2-2

5 その他

(1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

6 閉 会

[上越市地域活動支援事業 令和3年度実施分募集要項(案)] 安塚区版

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮って御応募ください。



■募集期間

令和3年4月1日(木)から4月30日(金)正午まで

※郵送提出の場合は当日消印有効とします。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

<ポイント！>

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

《安塚区の予算（配分額）》 〇〇〇万円

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の100%です。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とします。

<ポイント！>

- ・ 補助金の額は10,000円単位（10,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、持参または郵送により安塚区総合事務所へ提出してください。

<ポイント！>

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、安塚区総合事務所へ事前に御相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択事業等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。
- ・ 審査は、次の視点を踏まえて行います。

(1) 安塚区の採択基本方針

(1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。
- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

(2) その他の事業

- ・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

(2) 基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- ・安塚区では共通審査基準の委員全員の平均点が15点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が15点に満たない事業であっても採択する場合があります。

〈共通審査の項目と視点〉

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・地域の実情や住民要望に対応したものか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

<ポイント！>

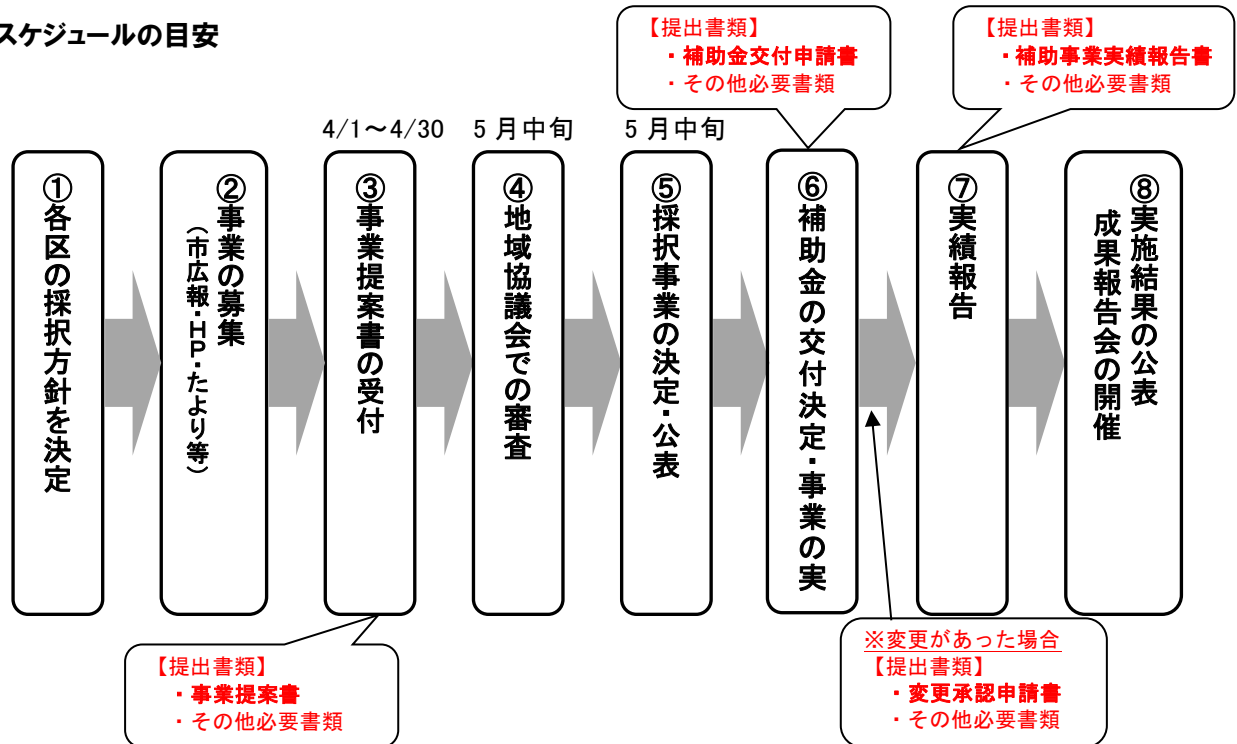
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果報告会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめ御了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

※スケジュールの目安



応募をお考えの方は、まずはお気軽に御相談ください！

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課（電話 025-526-5111）

消防団安塚方面隊安塚分団の体制の見直しについて（報告）

上越市消防団では、団員の減少等に伴い、消防団の役割を果たすことが困難になりつつある現状を踏まえ、将来を見据えた「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」に向けた取組を進めているところです。

令和3年度は、安塚方面隊のうち安塚分団で体制を見直すこととし、下記のとおり同分団安塚消防部内の安塚班と牧野班が統合する予定としております。

なお、安塚分団のうち松崎消防部と中川消防部、及び小黒分団と菱里分団の体制は変更ありません。

また、この体制の見直しについては、管轄する全ての町内会長様に団員が説明し、了承を得ております。

記

1 体制見直しの実施日 令和3年4月1日

2 見直し後の体制

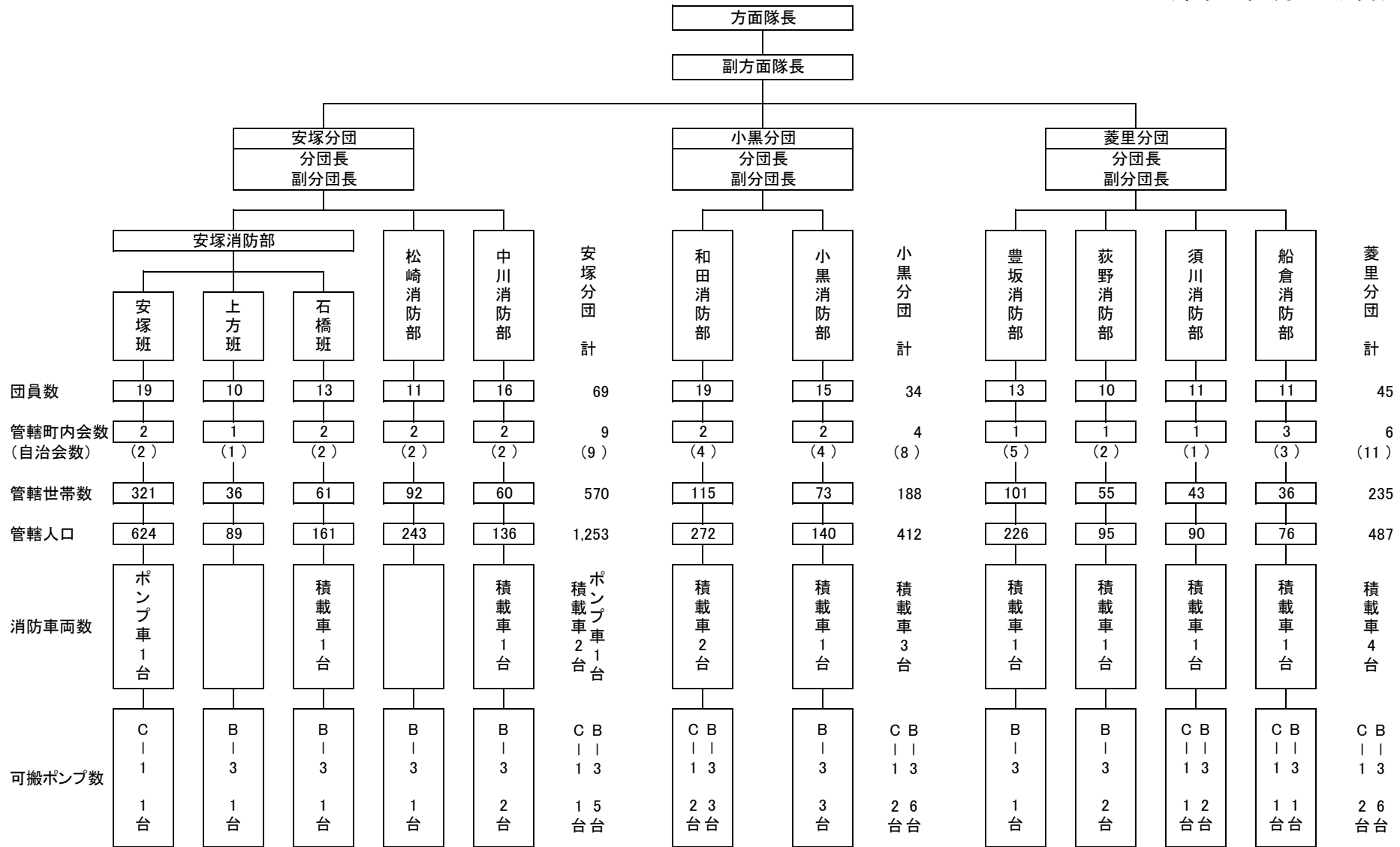
※変更箇所アンダーライン

>

見直し前				見直し後			
分団	消防部	班	管轄町内会	分団	消防部	班	管轄町内会
安塚	安塚	安塚	安塚	安塚	安塚	<u>安塚</u>	安塚、牧野
		牧野	牧野			上方	上方
		上方	上方			石橋	本郷、石橋
		石橋	本郷、石橋				
	松崎		直峰（板尾、松崎）	松崎		板尾、松崎	
	中川		坊金、細野	中川		坊金、細野	

安塚方面隊組織図

(令和3年4月1日以降)



※団員数は令和2年4月2日現在、町内会数・世帯数・人口は令和2年11月30日現在。
 ※分団ごとの団員数計は、分団幹部(分団長、副分団長)を除く。
 ※おぐる町内会は、小黒分団和田消防部・小黒消防部両方の管轄に該当しているため、本来の町内会数と上記町内会数は一致しない。
 ※令和3年4月1日から、直峰町内会が板尾・松崎の2町内会に分かれる予定のため、松崎消防部の管轄町内会数は「2」としてある。